

## 第29号議案

### 平成22年度芦屋市下水道事業特別会計予算

平成22年度芦屋市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,055,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成22年2月23日提出

芦屋市長 山中 健

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 款	項	金 額	千円
01 分担金及び負担金		244,786	
	01 負担金	244,786	
02 使用料及び手数料		1,163,618	
	01 使用料	1,163,172	
	02 手数料	446	
03 国庫支出金		123,800	
	02 国庫補助金	123,800	
04 県支出金		10,366	
	03 県委託金	10,366	
05 財産収入		1,920	
	01 財産運用収入	1,920	
07 繰入金		1,049,385	
	07 繰入金	1,049,385	
08 繰越金		1	
	08 繰越金	1	
09 諸収入		2,024	
	01 預金利子	1	
	02 延滞金, 加算金及び過料	1	
	03 貸付金元利収入	1	
	20 雑入	2,021	
10 市債		459,100	
	10 市債	459,100	
歳 入 合 計		3,055,000	

歳 出 款	項	金 額	千円
01 下水道総務費		1,006,119	
	01 下水道管理費	372,714	
	02 維持管理費	633,405	
02 下水道施設建設費		867,326	
	02 下水道施設建設費	867,326	
03 公債費		1,179,555	
	03 公債費	1,179,555	
30 予備費		2,000	
	30 予備費	2,000	
歳 出 合 計		3,055,000	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 459,100	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、3-5年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借換えすることができる。